

任意継続組合員 様

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

「医療費のお知らせ」について (通知)

公立学校共済組合鹿児島支部では、組合員証等を提示して診療等を受けた組合員及び被扶養者に対して、健康に対する認識をより深めていただくとともに、医療費の適正化を図ることを目的として、毎年度2月に「医療費のお知らせ」を発行しており、今年度は、下記のとおり発行します。

記

1 通知対象診療等期間

令和2年9月から令和3年8月まで

2 通知対象者

令和3年11月1日現在で資格を有している組合員とその被扶養者で、上記1の期間に組合員証等を提示して診療等を受けた方

3 送付時期

令和4年2月

(注) 組合員の登録住所へ送付しますので、住所に変更がある場合は、速やかに当支部へ連絡してください。

4 通知方法

下記「包括的な同意(黙示の同意)について」により、原則として世帯単位で発行します。組合員及び被扶養者個別に発行を希望する組合員は、令和3年12月10日(金)までに当支部へ申し出てください(電話連絡可)。

(注) 個別発行の申出は、年度ごとに必要となります。

**包括的な同意(黙示の同意)について**

公立学校共済組合鹿児島支部では、世帯全員の医療費等を組合員あてにお知らせすることとしますが、これは、個人情報保護法上の第三者提供に該当するため、本来であれば事前に組合員及び被扶養者から個々に同意を得る必要があります。

しかし、本人にとって利益となるもの、また、当支部の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイダンスによって包括的な同意(黙示の同意)でよいこととされております。

したがって、当支部では、世帯全員の医療費等を組合員あてにお知らせすることについて、包括的な同意(黙示の同意)とします。

5 その他

医療費通知は、確定申告時の医療費控除の証明書類としての使用目的で発行するものではありませんが、活用することができるとされています。

しかし、医療費通知に記載のない診療分に係る申告手続きは、国税庁が別途定める方法により行う必要があります。

連絡先

担当 年金給付係 山下

電話 099-286-5220